

別紙

諮問第778号、第779号

答 申

1 審査会の結論

別表2-1及び別表2-3に掲げる本件各一部開示決定について、非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

別表2-2及び別表2-4に掲げる本件各非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が本件開示請求に係る対象保有個人情報として別表2-1から別表2-4に掲げる本件対象保有個人情報1から19までを特定した上で、令和元年12月4日付けで行った本件各一部開示決定及び各非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号又は同条6号に該当するものである。また、本件各非開示決定における非開示情報は、同条6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年5月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月11日（諮問第778号）及び同年9月14日（諮問第779号）に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年9月17日（第215回第二部会）から同年11月26日（第217回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第778号及び第779号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 審査会の審議事項について

実施機関は、「〇〇から申請のあったパワーハラ調査に関する全ての資料及び現在の職務配置に至る経過が分かる資料」という本件開示請求に対し、別表2-1から別表2-4に掲げる19件の本件対象保有個人情報を特定し、本件各一部開示決定及び各非開示決定を行っており、非開示情報及び非開示理由は、同表に記載のとおりである。

審査会は、当該非開示情報について、共通する部分があることから、同表のとおり本件非開示情報1から4までに分類し、それぞれの非開示妥当性について審議する。

ウ パワー・ハラスメント相談について

パワー・ハラスメント相談については、「パワー・ハラスメントの防止に関する要綱」（令和2年5月29日付2総人職第208号。以下「要綱」という。）に基づき、実施機関の局相談窓口（局の人事主管課）が、職員からの相談を受けた後、相談者の意向に応じて、相手方や第三者に対して事実確認の調査を行った上で、ハラスメントの有無を判断し、調査結果を相談者や相手方に説明している。

なお、要綱が策定される以前は、「パワー・ハラスメント相談窓口の設置について（通知）」（平成27年6月3日付27総人職第239号）に基づき、相談対応を行っていた。

エ 本件非開示情報 1 から 4 までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

- a 本件非開示情報 1 は、本件対象保有個人情報 1、2、3、4、8、11、12、13、17及び18に記載された情報である。

本件対象保有個人情報 1、2、12及び13は、審査請求人が所属する部署の課長（以下「所属課長」という。）が審査請求人の通院先に同行した際の面談の記録、又は、所属課長が審査請求人に対して電話で行った状況確認の記録である。これらは、審査請求人の健康状態を把握し、関係部署と必要な情報を共有するために所属課長が作成したものである。

本件対象保有個人情報 3 は、審査請求人からのパワー・ハラスメント相談を受けた局相談窓口が、当該相談に関する調査結果を審査請求人に報告した際の面談記録である。

本件対象保有個人情報 4 は、局相談窓口が作成したパワー・ハラスメント相談の調査結果をまとめた文書である。

本件対象保有個人情報 8 は、所属部署から報告のあった対応経過を取りまとめた記録である。

本件対象保有個人情報11は、審査請求人が関係者に送付したメール文である。

本件対象保有個人情報17及び18は、健康等に関する相談窓口（以下「他機関」という。）の相談員が、審査請求人との相談状況を所属課長に報告した際の記録である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、所属課長、パワー・ハラスメント相談対応者及び他機関の相談員による審査請求人の面談中の状況等に対する評価・判断及び相談対応に関する情報が記載されていることが確認された。

相談受付時における相談者への対応方法については、「ハラスメント相談対応マニュアル（平成27年6月総務局人事部）」に規定され、そのうち相談内容の記録に関しては、「相談者の心身の状態等に鑑み、苦情相談への対応

をするに当たってどの程度時間的余裕があるか判断するため、ヒアリングの中で把握できた相談者の心身の状態、緊急性の有無、暫定措置の必要性についても記録しておくこと。」が定められている。

これを踏まえると、本件において相談を受けた担当者には、客観的な視点を持って面談中の審査請求人の状況等を評価・判断して記録し、今後の適切な対応につなげることが求められていると推認される。したがって、これらの評価・判断を開示すると、評価・判断に対する質問や批判等のほか、評価等を行った者に対する誹謗中傷を招くおそれがあり、その結果、実施機関と相談対応者等との信頼関係が損なわれ、面談記録等による正確な事実の把握に協力を得られなくなるなど、今後のパワー・ハラスメント相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、相談対応に関する情報が開示されると、相談・対応の方針が明らかとなり、その内容に対し、審査請求人から苦情や批判等のあることが想定されるなど、適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1については、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

- a 本件非開示情報2は、本件対象保有個人情報4、5、6、7、9、10、14及び16に記載された情報である。

本件対象保有個人情報4は、前記(ア)aに記載のとおりである。

本件対象保有個人情報5、6、9及び14は、パワー・ハラスメント相談に関する事実確認のために、所属課長から提出させた調査報告である。

本件対象保有個人情報7は、パワー・ハラスメント相談に関する事実確認のために、審査請求人以外の第三者に対して行った聞き取り調査の記録である。

本件対象保有個人情報10は、パワー・ハラスメント相談に関する事実確認のために、訴えの相手方から提出させた調査報告である。

本件対象保有個人情報16は、所属課長が審査請求人に対して電話で行った受診状況等の確認の記録である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、訴えの相手方への事実確認、所属課長の所見及び第三者への聞き取り内容が記載されていることが確認された。

これらの記述を開示することにより、今後、同種の事務において、訴えの相手方、所属課長及び第三者が、率直な供述を行うことを躊躇するなど、正確な情報の収集が阻害され、実施機関における事実把握が困難となり、適正なパワー・ハラスメント相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、第三者に関する聞き取り調査は秘匿を前提に行ったものであり、仮にこれらの情報が開示された場合は、審査請求人が当該聴取内容に疑念を抱き、第三者に対し、苦情、批判等がなされることが懸念され、その結果、実施機関と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力を得られなくなるなど、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2については、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、実施機関は、本件非開示情報2の一部は条例16条2号にも該当するとしているが、本件非開示情報2は同条6号に該当すると認められるので、同条2号該当性については判断するまでもない。

(ウ) 本件非開示情報3について

- a 本件非開示情報3は、本件対象保有個人情報8、17及び18に記載された情報である。

本件対象保有個人情報8、17及び18は、いずれも前記(ア) aに記載のとおりである。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、他機関の相談員が審査請求人から受けた相談内容について、所属課長に報告を行った日時が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、他機関からの報告日時は、審査請求人本人が関

わっていない情報であり、また、報告までの期間について、審査請求人から他機関や実施機関に対し苦情連絡等を行うことにより、事案の進行が困難になることなどが想定され、その結果、他機関と審査請求人、同人と実施機関、さらには苦情を受けた他機関と実施機関の信頼関係が損なわれることで、本件相談に係る事務に関し、公正な判断が行えなくなるなど、今後の相談業務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当すると主張する。

この点について検討すると、本件開示請求においては、所属課長と審査請求人とのやり取り及び局相談窓口と審査請求人との面談等の日時などが既に開示されていることを確認した。

このように、相談対応の経過に関する多くの日時が明らかにされていることに照らすと、他機関の相談員からの報告日時のみを非開示としていることに不自然さを禁じ得ず、実施機関の一連の説明、主張は、相当とはいえない。

したがって、別表3に掲げる本件非開示情報3については、条例16条6号に該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件非開示情報4について

- a 本件非開示情報4は、本件対象保有個人情報15及び19に記載された情報である。

本件対象保有個人情報15及び19は、審査請求人の現在の職務配置に至る経過が分かる資料である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、現在の職場に配置されるまでの経過、人事異動の検討情報等が記載されていることが確認された。これらの資料には、異動の検討に当たって行われた所属部署と人事主管部署とのやり取り等に関する情報が、全般にわたり、極めて詳細に記載されている。

これらの情報が開示されることにより、実施機関における人事異動に係る事務の検討過程の詳細が明らかとなり、今後、組織の運営維持のために必要な人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示情報4については、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表1 本件開示請求

本件開示請求	決定	諮問番号
<p>〇〇から申請のあったパワハラ調査に関する全ての資料及び現在の職務配置に至る経過が分かる資料</p> <p>※期間は対象者が最初に〇〇局〇〇課に調査依頼した日から、総務局人事部職員支援課と面談を行った日まで</p>	本件一部開示決定1	第778号
	本件非開示決定1	
	本件一部開示決定2	第779号
	本件非開示決定2	

別表2-1 本件一部開示決定1

	本件対象保有個人情報	非開示情報	非開示理由 (条例16条)	本件非開示情報
1	〇〇面接メモ (〇〇年〇月〇日付)	・ 22行目18文字目から38文字目まで	6号	1
2	〇〇面接メモ (〇〇年〇月〇日付)	・ 33行目28文字目から31文字目まで ・ 書込み部分	6号	1
3	パワー・ハラスメント相談メモ (〇〇年〇月〇日)	・ 1頁目13行目3文字目から5文字目まで及び18行目2文字目から8文字目まで ・ 2頁目17行目2文字目から33文字目まで	6号	1
4	パワー・ハラスメント相談について			
	〇〇職員からのパワハラ相談について	・ 2頁目、相手方及び第三者からの確認部分	2号 6号	2
		・ 2頁目、所属課長の所見部分	6号	
	・ 3頁目2行目1文字目から29文字目までの「4 事実確認結果」の一部			1

本件対象保有個人情報		非開示情報	非開示理由 (条例16条)	本件非開 示情報
5	〇〇の業務内容について のまとめ	・ 1 頁目 3 行目以降 ・ 2 頁目 1 行目から 7 行目ま で	6 号	2
6	〇〇年〇月〇日〇〇 課〇〇課長より (メー ル抜粋)	・ 2 行目から 8 行目まで	6 号	2
7	第三者からの聞き取 り内容	・ 書込み部分を除く全部	2 号 6 号	2
8	〇〇課〇〇担当: 〇〇 氏について	・ 1 頁目 12 行目 4 文字目から 12 文字目まで、26 行目から 28 行目 28 文字目まで及び 31 行目 から 32 行目まで ・ 2 頁目 31 行目 ・ 3 頁目 21 行目 ・ 4 頁目 27 行目	6 号	1
		・ 3 頁目 18 行目 1 文字目から 9 文字目まで		3
9	〇〇の訴えに関する 所属課長の所見	・ 1 頁目 2 行目以降 ・ 2 頁目全部	6 号	2
10	〇〇部〇〇課〇〇担 当〇〇について	・ 1 頁目 3 行目以降 ・ 2 頁目 1 行目から 13 行目ま で	2 号 6 号	2
11	〇〇年〇月〇日付メ ール「FW: 直属上司の パワハラ被害等につ いて」	・ 1 頁目上部の書込み部分 ・ 2 頁目の書込み部分	6 号	1
12	〇〇. 〇. 〇 〇〇受 診へ同行	・ 2 頁目 8 行目 11 文字目から 17 文字目まで	6 号	1
13	〇〇. 〇. 〇 〇〇受 診へ同行	・ 2 頁目 13 行目 2 文字目から 5 文字目まで	6 号	1

別表 2-2 本件非開示決定 1

	本件対象保有個人情報	非開示情報	非開示理由 (条例16条)	本件非開 示情報
14	面談に係るメモに記載された請求者の個人情報	—	6号	2
15	請求者の現在の職務配置に至る経過が分かる資料	—	6号	4

別表 2-3 本件一部開示決定 2

	本件対象保有個人情報	非開示情報	非開示理由 (条例16条)	本件非開 示情報
16	〇〇の状況(〇月〇日)	・21行目から24行目まで	2号 6号	2
17	〇〇の状況(〇〇からの情報提供1)	・1行目	6号	3
		・20行目		1
18	〇〇の状況(〇〇からの情報提供2)	・1行目1文字目から10文字目まで	6号	3
		・6行目3文字目から9文字目まで及び20文字目から26文字目まで ・8行目、9行目、12行目、14行目及び15行目		1

別表 2-4 本件非開示決定 2

	本件対象保有個人情報	非開示情報	非開示理由 (条例16条)	本件非開 示情報
19	〇〇に関する、現在の職務配置に至るまでの経過が分かる資料	—	6号	4

別表3 本件非開示情報のうち開示すべき部分

本件非開示情報	本件対象保有個人情報		開示すべき部分
3	8	〇〇課〇〇担当：〇〇氏について	・ 3 頁目18行目 1 文字目から 9 文字目まで
	17	〇〇の状況（〇〇からの情報提供1）	・ 1 行目
	18	〇〇の状況（〇〇からの情報提供2）	・ 1 行目 1 文字目から10文字 目まで